

東京都肝炎対策キャラクター使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都肝炎対策キャラクター（以下「マスコットキャラクター」という。）に関し、東京都著作権取扱要綱（平成10年7月1日付10財管総第50号。以下「要綱」という。）の規定に基づく使用許諾を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 マスコットキャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、要綱第7条の規定に基づき、あらかじめ東京都肝炎対策キャラクター使用承認申請書（様式第1号）を東京都（以下「都」という。）に提出し、使用の許諾を受けなければならない。

(使用の禁止)

第3条 知事は、前条の申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、マスコットキャラクターの使用を許諾しない。

- (1) ウイルス性肝炎等の正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 東京都が作成したマスコットキャラクターの使用に係るマニュアル（以下「デザインガイドマニュアル」という。）に定められた使用方法に従うものでないとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) その他知事が不相当と認めるとき。

(使用の条件)

第4条 知事はマスコットキャラクターの使用の許諾に当たっては、次に掲げる条件その他マスコットキャラクターの適切な使用に必要な条件を付す。

- (1) 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 許諾された用途にのみ使用すること。
 - イ 使用に当たっては、都が貸与したマスコットキャラクターに係る素材を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - ウ デザインガイドマニュアルに定められた色、形等を正しく使用すること。
 - エ マスコットキャラクターの使用終了後は、貸与を受けたマスコットキャラクターに係る素材を都に返却すること。
- (2) 知事は、マスコットキャラクターの使用が許諾の内容及びに違反していると認められるときは、当該許諾を取り消すことができる。
- (3) 前号の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件を使用してはならない。
- (4) 使用者は、マスコットキャラクターを使用した月の翌月末までに東京都肝炎対策キャラクター使用物件一覧（様式第2号）により、使用状況の報告をしなければならない。

附 則

この規程は、平成24年2月6日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。